

宇都宮徳馬の思想史的研究

— 1959年の石橋湛山訪中後を中心に —

劉 守 軍

はじめに

1959年秋、岸信介内閣の中国「敵視政策」及び日米安保条約改定（以下「安保改定」と略す）問題で悪化した日中関係に直面し、自民党反主流派の石橋湛山と松村謙三は日中関係打開の手掛かりをつかもうとして訪中に踏み切った。本稿で取り上げる宇都宮徳馬は、石橋に随行して訪中し、この経験を通して日中関係打開の熱意を強め、岸内閣の「静観政策」に対して厳しい批判を行なった。また、彼は中国の立場に立って、岸内閣による安保改定を「敵視政策」の一環であると考え、国会内外で公然と「反安保」の烽火をあげ、自民党内の安保改定反対論者の急先鋒となった。

岩波書店の編集者である馬場公彦は、1956-1964年の時期、「中国論」の書き手たちが総合雑誌に寄稿して掲載された本数を数え、宇都宮は8本で二位、松村謙三は7本で三位とし、親中派政治家のジャーナリズムでの活躍が顕著であったことを指摘している。¹

しかし、宇都宮に対する従来の評価は、おもに彼の「平和共存」の外交思想を強調し、彼が外に向けて発信した「外交思想」と彼の内面の「政治信念」の連動性については、軽く触れるに留まっている。² しかし、それでは、彼の思想のあり方を的確に捉えることはできない。こうした状況を踏まえ、本

¹ なお、竹内好は14本を数え、一位を占めた。馬場公彦『戦後日本人の中国像 日本敗戦から文化大革命・日中複交まで』（新曜社2010年）、191-192頁。

² 坂本龍彦『風成の人』（岩波書店1993年）（同書は『世界』1992年3月号-1993年1月号に11回連載後、編集されたものである）、西園寺一晃「日中の架け橋（その一〜その四一）」：『軍縮問題資料』、1999年7月号-2002年11月号。

稿は 1959 年の石橋訪中後の時期を取り上げ、宇都宮の思想と行動を分析する。訪中した自民党の一員として、その中国認識がいかに変化したのか、日中関係打開のためにどのように行動したのかなどについて、実証的な検討を試みる。

本稿は以下の三つの部分からなっている。第一章は 1959 年の石橋湛山・松村謙三の訪中と宇都宮について検討し、第二章は訪中前後の宇都宮の中国認識の変化及びその行動から、彼の「中国観」の形成について分析し、第三章は安保改定反対闘争と宇都宮の安保改定及び岸信介の「高姿勢」に対する批判を分析する。

第一章 石橋湛山、松村謙三の 1959 年訪中と宇都宮徳馬

第一節 石橋・松村の訪中とその結果

石橋湛山は 1959 年 9 月 7 日から 25 日までの訪中で、周恩来首相らと会談して「周・石橋コミュニケ」を発表した。その中では、「一つの中国」と「政経不可分」の原則が明示され、「石橋三原則」と中国側の「政治三原則」がともに反映された。³ その後、自民党内親中国派の長老である松村謙三は 17 名からなる訪中団を率い、10 月 18 日から 12 月 2 日まで一ヶ月半にわたって北京、広州、上海などをはじめ、内陸部の西北、西南まで中国大陸の三分

³ 「石橋三原則」：①日中両国は相互に国家としての存在を認め、一致してアジアと世界の平和確保に努めること、②両国は政治、経済、文化の交流を相互に可能な限り行なうこと、③両国は従来両国がソ連、アメリカなどと結んだ国際間の条約を相互に尊重、その現状を急激に変更することはしないこと。

「政治三原則」：①日本政府は中国を敵視してはならないこと、②米国に追隨して「二つの中国」をつくる陰謀をろうしないこと、③中日両国関係が正常化の方向に発展するのを妨げないこと。

「周・石橋コミュニケ」の内容：①双方は、両国民が手をたずさえて極東と世界の平和に貢献すべきこと、②このためには、日中両国民は、平和共存五原則とバンドン十原則に基づき、日中両国国民の友好の促進に努力し、両国国民相互間の信頼を深め、両国の現存の関係を改善し、また一日も早く両国の正常な関係を回復するよう協力すべきこと、③「二つの中国」をつくる陰謀に参加すべきでないことと「政経不可分」の確認、④日中両国の政治家および各界人士の接触をふやし、相互の理解と友好を増進すべきこと。「石橋湛山元総理と周恩来総理との共同声明」（1959 年 9 月 20 日）；外務省アジア局中国課監修『日中関係基本資料集 1949 年-1997 年』（霞山会 1998 年）、165-166 頁。

の二近くもの地域を訪ねて、実情視察を行う一方、周恩来・陳毅・朱徳・郭沫若・廖承志など中国要人たちと会談をし、率直な意見交換を行ない、双方の理解と信頼を深めることができた。⁴ このとき、松村は1955年4月22日のバンドン会議で周恩来首相と会談したことがある高碓達之助（通商産業大臣、科学技術庁長官歴任）を周に推薦し、二人が両輪となって日中関係を推し進めるよう要請した。⁵ その後、1960年10月高碓は第一次訪中を果たし、1962年11月の第二次訪中を経て、廖承志との間でLT貿易協定を締結することになる。⁶

松村の目には、中国は民族意識に燃え、順調に国内建設の歩みを続けているように見え、今後隣国中国を無視することができなくなるという印象を強く受けた。そして松村は、日本に対する中国側の不信感が想像以上に強いことを知ったのだが、だからといって中国首脳に迎合的な態度を見せたわけではなかった。秘書として同行した田川誠一によれば、松村は日本の実情を説明し、その誤解を解くことに極力努力したという。⁷ 松村の第一次訪中は石橋とは異なり、周恩来との間に共同声明を発表することはなかったが、後の貿易の再開・LT貿易協定・日中記者交換協定などをはじめとする日中民間交流の礎になった。

岸首相としては、中国問題を棚上げにして（「静観政策」）、安保改定に全力を挙げようと考えていたため、石橋と松村の訪中によって日中関係が新しい発展を遂げ、安保改定への説得力が弱まり、混乱を招くことを恐れていた。したがって、各界に大きく期待された石橋、松村の訪中は、当時の自民党主流派からは「余計なことをしてくれる」と「白い目」で見られたものだった。⁸ とはいえ、1959年の訪中を通して、石橋、松村らは中国側の実情に対する

⁴ 松村第一次訪中の詳細な記録については、田川誠一『松村謙三と中国』（読売新聞社1972年）、73-111頁を参照されたい。

⁵ 孫平化『日本との30年——中日友好随想録』（安藤彦太郎 訳、株式会社講談社1987年）、90頁。

⁶ 「日中貿易に関する高碓達之助・廖承志の覚書（いわゆる「LT貿易覚書」）」（1962年11月9日）：前掲『日中関係基本資料集 1949年-1997年』、215-216頁。

⁷ 田川誠一前掲書『松村謙三と中国』、88-89頁。

⁸ 同前、85-86頁。

認識を深め、双方の理解と友好を一層深めた。彼らは日中関係打開のために、積極的に世論喚起に努めはじめた。

1959年9月26日、帰国後の石橋は記者会見を行ない、今回の訪中の成果、二つの中国問題、今後の日中関係打開のための決意を明らかにした。彼は岸首相の「静観政策」では事態が一步も進まず、政府としては積極的に打開をはかる必要があると述べ、中国の日米関係についての誤解を解かねばならぬし、同時にアメリカの中国に対する誤解も解かねばならないと語った。⁹ また、29日に石橋は松村と会談し、「中国側の政経不可分論は日本が中国と同様の政治体制を要求しているのではなく、日本が東南アの平和、ひいては世界平和に協力する態度を明らかにしさえすれば経済交流などにも応じるというものである」¹⁰ と強調した。

そして、9月30日には石橋は岸に帰国報告を行ない、日台関係の是正、政経不可分論を認めること、新聞記者の交換をはじめ日中間の人事交流を活発化し経済文化交流への道を開くべきこと、安保改定は急ぐべきではないことなどを進言した。これに対し、岸は、「岸内閣は二つの中国の陰謀に加担したり、中国敵視政策をとった覚えはない。また政経不可分論も原則的にはその通りと思うが、現状では必ずしも国交を回復しなければ経済、文化の交流ができないということはあるまい。さらに二つの中国問題は中国側が国内問題だというのが、国連の関係などから必ずしもそうはない。安保改定は既定方針通り進める」と応じた。岸は、人事交流問題などで慎重に検討する余地はあるとの意向を示しながら、对中国政策を早急に変更することはできないとの態度を示し、両者は基本的な考え方で意見の一致を見なかった。¹¹

⁹ その中で、①中国政府の岸内閣に対する反対、アメリカに対する反対と反感はきわめて厳しい。②中国との友好関係をのぞむなら、对中国政策を積極的に転換する一方、日本の対米関係を是正する以外にない。③中国に対しては「政経不可分」の観点に立って、将来国民政府との関係を是正する、アメリカに対しては日米安保改定を急がず、しかも条約の有効期間を「一年の予告で改められるようにする」など、対外関係是正の方針を打ち出すべきである、などきわめて注目すべき発言を行なった。

「中共政策に積極転換を — 石橋氏が記者会見」『読売新聞』1959年9月27日。

¹⁰ 「石橋・松村会談」『読売新聞』1959年9月30日。

¹¹ 「日中問題で岸・石橋会談」『読売新聞』1959年9月30日。

これを受け、石橋は10月27日に関西財界と懇談する際、「岸内閣は対中国政策の転換を行なうべきであり、もしそれができなければいさぎよく総理の地位を去るべきである」と、岸の「静観政策」を非難した。さらに、翌日の関西経済連合会で、石橋は「日中関係を打開するためには岸首相が退陣すべきだ」と同じ趣旨の発言を繰り返し、「政治と切りはなして経済だけでやろうというのはずるい」と、再び「政経不可分」原則で日中関係を改善することを強調した。¹²

1960年1月13日、石橋派の衆議院議員大久保留次郎が石橋の使者として、安保新条約の調印のために渡米する岸と会見し、石橋の進言書を手渡した。進言書は、「中国との国交を日米共に正常化するため、両国が協力すること、アジアの安定のため日、米、中、ソ、印の五カ国会談を開くことを提案し、アイゼンハワー大統領の同意を求める」ことを提言するものであった。これに対して岸は「よく考えてみるが、なかなかむずかしい問題だ」と答えただけであった。¹³

要するに石橋は、日中関係打開のために中国も態度を改めなければならない点があるが、まず岸首相が中国「敵視政策」を改めなければならないと要請したのである。また日本はアメリカに対してもいろいろ働きかけてアメリカの中国に対する誤解をとくよう努力しなければならないとした。岸首相の退陣を真正面から求めた発言は、国内外から注目され、波紋を呼んだ。

一方、訪中から帰国した松村は、「中国の力はあなどりがたい。これは一面で大きな民族運動として行なわれている。大きな国はいま日本の眼前に登場しようとしているわけだ。我が国もこのような現実に即して政策を考えなければいけない。国際関係は中国を除外して考えることは間違いである」¹⁴と

¹² 「岸首相、退陣せよ — 石橋氏談」、「首相退陣せよ — 石橋氏また要求」『読売新聞』1959年10月28日。

¹³ なお、この提言には、雪解け時代といわれるこの重大期に両国が協力して世界史の正しい進行を守り、人類永遠の平和と福祉に直接寄与する道を日本が主唱することは日本の自主性と積極性を回復することになり、国民の切実なる願望はここにあるとも述べられている。「日中米ソ印会談 — 石橋氏、首相に進言」『朝日新聞』1960年1月13日。

¹⁴ 「侮りがたい中国 — 松村謙三氏ら帰国」『朝日新聞』1959年12月3日。

語った。松村は懇談会や講演会に出席して、中国の状況を紹介しつつ、日中関係の打開を訴え、「目と鼻の先にあんな大きな新しい国家が出てきたのに、ただ静観だなんという安易な考えを持っているような状態が長く続くものではない。……アジア全体を総合して、大局から割り出して、中共との関係をきめなければならないというところに来ている」¹⁵と、岸内閣の台湾を中心とする中国政策をきびしく批判した。さらに、12月15日には松村は岸を訪ね、中国の建設状況、中国の承認問題、中国の対日政策および今後の日中関係の重大性などについて報告したが、岸は「中国の状態はよくわかった」と言っただけであった。¹⁶

その一方で、「アジアの平和は日中の提携が基礎」との信念をもつ石橋は、日中問題の早急解決が是非必要であるとして、松村らとも協議のうえ、日中友好を念願する保守陣営の人々を中心とする日中関係打開のための国民運動を展開し、広く国民の世論に訴えることによって岸内閣の政策転換を迫ろうとした。さらに、石橋はソ連・アメリカを訪問する予定があり、これによって中国問題の解決をも図る「石橋構想」を明らかにした。これに対し松村は、日中関係打開のために「日本政府の対中共政策の確立が必要」であると述べ、12月5日の石橋との会談では、急速に岸内閣の対中国「静観政策」の転換を迫ることも妥当ではなく、当分の間は新中国の実情を国民に訴えることに全力を尽くして、世論の喚起を通じて日中友好の具体的方法を講じることを語った。また、二人は今回の訪中経験に基づき、今後連携して、保守党としての立場から国民の間に日中友好の空気を盛り上げるよう努力することを申し合せた。¹⁷

さらに、松村訪中に同行した古井喜実も、帰国後積極的に中国の実情を紹

¹⁵ 松村謙三「中国帰国報告」（昭和34年12月11日、自民党日中貿易特別委員会に於いて、自民党基本問題調査会）木村時夫・島善高・高橋勇市編『松村謙三 資料編』（櫻田会1999年）、190頁。

¹⁶ 「中国、経済交流を容認 — 松村氏、岸首相に報告」『朝日新聞』1959年12月15日。

¹⁷ 「国民運動を起こす — 石橋氏、日中打開で構想」、「友好機運盛上げ — 石橋・松村会談で一致」『読売新聞』1959年11月4日。

介し、日中関係改善を唱えた。¹⁸ 彼は、「経済建設のために日本の協力が望ましいのだとの説も、必ずしも当たっていない」と思うが、「中国は日本の軍国主義の復活を恐れている。ことに、これと、いうところの米帝国主義との結びつきを恐れているのである」と、日中問題の中心は軍事問題であると判断し、「この脅威と不安を除いて安心をえよう」、「疑いを起させる不用意な言動のみが両国を距て、対立させているのである」と、中国に対して「敵視政策」をとらないことは、日中関係を解決する核心であると指摘したのである。古井は「日中関係の打開が決して不可能ではない。誠意と熱意をもって努力すれば、必ず途は開かれる」と主張した。¹⁹

第二節 親中派有志団体の結成

1959年の訪中の結果、石橋、松村をはじめとする日中関係打開を目指す親中グループの形成が、保守陣営の中で進展することになった。すでに石橋は、社会党をも含めて個人加入を原則とする超党派的団体を結成し、情報宣伝活動を展開することを検討しており、1960年1月6日には、松村は「(日中問題は)超党派的に進めるべきだ」と語り、「相侵さぬ」という相互信頼をもち、「アジア将来の繁栄のために基本的な構想による国策を樹立」することを主張した。²⁰ ことに、自民党内で中国問題に最も積極的な活動をつづけてきた宇都宮は、帰国後積極的に中国の実情を紹介し、日中関係打開を唱えた。やがてこうした動きは有志団体への発展に進んだ。1960年2月5日には、三木・松村派の井出一太郎をはじめ、松浦周太郎・大平正芳・古井喜実ら14名が中国との国交回復などを研究するため、「中国問題研究会」を発足させた。同日の会合では日中国交正常化の方法について、「平和条約方式」、「国家承認方式」、「事実承認(積み上げ)方式」の三方式を話し合った結果、現状では

¹⁸ 訪中帰国後の古井喜実の中国認識については、鹿雪瑩『古井喜実と中国——日中国交正常化への道』(思文閣出版2011年)、68・75頁に詳しい。

¹⁹ 『訪中所見』、99・103頁。『訪中所見』とは、訪中から帰国後の1959年12月、松村の進めで、同行の古井喜実、井出一太郎、田林政吉の三人が著した非売品の書物である。

²⁰ 「国民運動を起こす——石橋氏、日中打開で構想」『読売新聞』1959年11月4日、「アジアに対する基本態度決めよ」『朝日新聞』1960年1月6日。

「事実承認」がそのうちで最も可能性があるとの結論に至った。²¹

他方、2月9日には宇都宮を中心に、アジア・アフリカ連帯委員会の北村徳太郎、淡徳三郎ら二十余人が会合し、「アジア・アフリカ問題懇談会」（仮称）を発足させることを申し合わせた。北村を世話人代表とし、宇都宮、園田直、平野三郎、穂積七郎ら保守系のメンバーを世話人として、政治問題ばかりでなく、経済、文化面についてのアジア・アフリカ連帯運動を支援し、国民の広い層を同運動に参加させることを目標とした。²² また、2月10日には宇都宮、園田を中心に、平野、野田武夫ら石井派を除く自民党各派の有志代議士11人が、日中関係の改善策を検討するため、「日中国交改善研究会」を組織することを決めた。当初、宇都宮らは社会党からの呼び掛けに応じて、旧日中貿易促進議員連盟を復活する構想をもっていたが、旧議連の有力議員であり、自民党日中問題特別委員会副委員長の野田や井出らに反対され、自民党議員だけのグループにしたのである。²³

自民党内に結成したこの二つの団体は、「中国問題研究会」が三木・松村派と池田派の提携によるグループであったのに対し、「日中国交改善研究会」は石橋派と河野派の提携によるグループであった。「中国問題研究会」は「必ずしも政経不可分論でなくても日中問題は打開できる」との「松村方式」を基礎にしたのに対し、「日中国交改善研究会」は結成に際して石橋の「政経不可分論」の立場に立ち、社会党とも提携することをねらっていた。この二つの団体は「岸内閣の目標のない対中共静観態度は政策ではない」という立場に立って中国問題に真剣に取込み、今後次第に自民党内に勢力を拡大して行くことを目指した。岸主流派もこのような事態を無視できなくなり、近く外交調査会の中で中国問題部会を設け、対策を検討させたりすることを考えてい

²¹ 「自民有志が“中国研究会”開く」1960年2月5日、「岸政権を追い込む — 自民党に二つの火の手」1960年2月22日、『読売新聞』。

²² 「新しい懇談会をつくる」『読売新聞』1959年2月10日。

²³ 当日の出席者は次の通りである。河野派：桜内義雄、園田直、大野派：平野三郎、三木・松村派：古井喜実、松浦周太郎、井出一太郎、佐藤派：久野忠治、石橋派：宇都宮徳馬、池田派：小川平二、岸派：野田武夫、中間派：野原正勝。「日中国交改善研究会つくる」1960年2月11日、「日中打開で党内調整 — 自民きょう合同会議」2月17日、「岸政権を追い込む — 自民党に二つの火の手」2月22日、『読売新聞』。

た。²⁴

さらに、60年12月26日、宇都宮ら自民党の8名が「日中問題研究会」を結成し、社会党とは別の立場で日中関係の貿易問題に限らず、各種政府間協定や国交回復などについて、外交政策にわたる幅の広い検討を行なうことを決め、党内の同志に呼び掛けた。²⁵

このように、1960年の段階で自民党内には、「中国問題研究会」、「日中国交改善研究会」、「日中問題研究会」の三つの団体が結成され、ここに集った政治家たちは、自民党内に親中派を形成し、中国問題をめぐって親台湾派との間で明確な対立が生じることになった。このことは、後の田中角栄内閣時期の日中国交正常化をめぐる政策決定過程において大きな影響を及ぼすことになったと指摘されている。²⁶

第二章 宇都宮徳馬の「中国観」の形成

石橋に随行して訪中した宇都宮徳馬は、この訪中を通して中国に対する理解を深めた。次に、宇都宮の中国認識がどのように変化したのかについて確認しておきたい。

第一節 日中国交回復に対する認識

訪中前、宇都宮は日本外交の重点を朝鮮に置き、朝鮮・台湾の次に中国が位置づけられることを主張していた。²⁷ しかし彼は、訪中の経験を通して、中国との国交を正常化することは、戦後の日本外交の「最大の課題」であると認識し始めた。²⁸

²⁴ 前掲「岸政権を追い込む — 自民党に二つの火の手」。

²⁵ 当日の出席者は次の通りである。宇都宮徳馬、野原正勝、山口喜久一郎、野田武夫、櫻内義雄、福永一臣、菅太郎、小川平二。「“日中問題研究会”結成」『読売新聞』1960年12月26日、「日中問題研究会結成」『朝日新聞』12月27日。

²⁶ 緒方貞子『戦後日中・米中関係』（添谷芳秀 訳、東京大学出版会 1992年）、20頁。

²⁷ 拙稿「宇都宮徳馬の思想史的研究 — 1955年の保守合同から1959年の石橋湛山訪中まで」：『文明構造論』第8号（2012年9月）、161-199頁を参照されたい。

²⁸ 宇都宮徳馬「政府の“静観政策”に反対する」：『中央公論』1959年11月号。後に「日中問題と安保条約改定」の題目で宇都宮徳馬『平和共存と日本外交』（弘文堂

彼はまず、中国との戦争状態が法律的にはなお終熄せず、中国国民との間には戦争の後始末がほとんどなされていない現在、日中の間に真の友好関係を打ちたてることなしには、戦争も戦争の原因も少しも片づいていないということになると認識した。²⁹ これはある意味では、満州事変前後からの誤った対中国政策を、正しく置きかえる機会を失っているとも言える、³⁰ と彼は見ていた。

彼は、中国との国交回復は、日本の戦後外交の「最大の課題」であると認識する一方、これを実現するためには多くの困難があることも理解していた。その困難について彼は、①日本はアメリカ外交政策の影響を受け、「中共」を中国の正統政府と認めていないこと、②日本政府も国民も「中国共産主義」の直接、間接の侵略に対する恐怖心、警戒心をもち、時として何らかの刺激によって極めて過敏となって、話し合いの進展を阻んでいること、③中国側は日米安保条約などが表現する日米の軍事的関係について、極めて神経質であり警戒的であることを挙げた。³¹

彼が最も重要視したのは「中共政権」が持続できるかどうかの点にあった。自ら観察、分析したところ、「持続する」との結論にいたった。その原因について彼は、①中国政権が国民に対しまじめで「清浄」であり、国民的立場で中国民衆のためにより政治を行っているが、蒋介石政権への信頼が中国国民の間で低過ぎること、②都会生活において一つの非常に「清潔」な秩序のようなものができていることを指摘した。³² 北京政府に代わる政権を大陸につくろうとすれば、大規模な戦争を背景とする軍事的クーデター以外方法はな

1960年)、59-71頁、『日中関係の現実』（普通社1963年）、39-53頁に収録。

²⁹ 同前。

³⁰ 宇都宮徳馬「日中修交の新しい踏台——北京から帰って」：『外交時報』1959年11月号。後に前掲『平和共存と日本外交』、72-83頁、前掲『日中関係の現実』、55-68頁に収録。

³¹ 前掲宇都宮徳馬「政府の“静観政策”に反対する」。

³² 宇都宮徳馬「中共と欧阿を訪れて——選挙区における講演」（1959年11月東京都大田区における講演）：宇都宮徳馬前掲書『平和共存と日本外交』、143-157頁、前掲『日中関係の現実』、91-116頁。なお、「中共」に関する部分を後に「日中関係正常化の緊急性——ことしの政治課題は日中問題の解決である」の題目で『再建』（1960年3月号）に掲載。

いが、また大規模な戦争を背景とする軍事的クーデターも不可能であるとして、「北京政府が将来崩壊する」という当時保守派の間に見られた一般的な見解を否定した。また、「中国国民との親善を回復しようと思えば、好むと好まざるとにかかわらず、北京政府と話し合いをしなければならない」ので、日中関係打開のために、「北京政府」を承認しなければならないという認識に至った。³³

宇都宮の中国政府に対する好意的な見解は、当時の中国が、毛沢東の大躍進政策の失敗と自然大災害の結果、1500万人から2000万人といわれる「非正常死者」をもたらした事実を、知らないままの発言であったことは確かである。だが、宇都宮は、だからこそ、以上の中国及び日中関係に対する認識に基づき、訪中帰国後、文章や講演など、あらゆる機会を利用して日中関係打開の必要性を説き、国民を啓蒙しようと努めた。彼は次のような問題に対して自らの所見を語った。

まず、日中貿易問題について彼は、日本人の普通の良識からいうと、中国と国交回復し貿易した方が圧倒的に良いことは明らかで、日中貿易断絶は日本と中国の経済にとっては「一挙三損」〔日中の間にお互いに売りたいものが売れない、買いたいものが買えない。しかも中国は香港にダンピングし、向こうの経済にとっても損であり、日本としては東南アジアの市場が荒らされる〕であると主張した。³⁴

ところが、日本国内では、中国との貿易について二つの誤った見方がある。その一は中国との貿易の量が低いから重視する必要がないとするものであり、その二は中国との貿易が政治的貿易なので安定した貿易にならず、いつ中国の政治的な目的によって日本の貿易取引を混乱させられるか分らないとのものであった。この二つの見方に対して、宇都宮は次のように反論した。

第一の見方に対して彼は、中国の経済建設が進むにつれ、その市場の大きさは計り知れぬものがあり、将来を考えて、日本は「はっきりした手を打っておくべき」だと主張した。また日本の経済にとっては、輸出拡大だけでは

³³ 前掲宇都宮徳馬「政府の“静観政策”に反対する」。

³⁴ 前掲宇都宮徳馬「中共と欧阿を訪れて — 選挙区における講演」。

なく、生産コストを引き下げる点でも長期的な影響が大きいから、日中貿易の回復は日本経済に「両面の作用」を与えると考えた。第二の見方に対して彼は、これは「経済」というものの「体系」を「よく知らない人の見方」であり、「共産主義経済というものをあまりにも強く見過ぎていることにもなる」と指摘し、「政治のわがまを非常に過大視」することは「非常な誤解」であり、政治と経済の関係を根本的に考え直さなければならない、と主張した。³⁵

確かに、日中両国は互いに貿易する必要があるが、中国に、日本の「敵視政策」を不問に附させながら、貿易だけを行うことが正当である、とは宇都宮は思わなかった。日本との間に正常な政治的条件ができない限り、自国の国民生活の一部の犠牲を忍んでも、貿易に応じないというのが中国の本心である。すなわち、政治の方が経済を事前に決定しているのである。日本では、こうした事実を、一方において、政治は経済や社会に対して恣意的に手を打てるという前提に立ちながら、もう一方で経済の条件が非常に厳しいために、政治や外交の方も自らその影響を受けて変わってくるはずだと判断しているが、これは両方とも誤りで、この考えを改めなければ、中国に対する日本の正しい外交政策は生まれてこないと指摘した。³⁶

また、日本の反共論者の中には、「イデオロギーが違う」として、貿易など必要はないとする者がいたが、宇都宮は、これは「非常に遅れた、コッケイな考え方」であり、「現在の世界の感覚からひどくずれている」と批判し、この考え方が現在の日中間の交流を阻んでいると指摘した。³⁷ また中国と貿易することは日本の「赤化」を招くと心配するものに対し、彼は「時勢を知らぬ愚を日本に再びくりかえさせる不都合な輩といわなければならない。またおそろしく自由主義の諸制度への自信のなさを示すものといわなければならない」³⁸ と批判した。

こうして、宇都宮は「日中の経済交流が存在していれば、中国の産業構造

³⁵ 前掲宇都宮徳馬「日中修交の新しい踏台 — 北京から帰って」。

³⁶ 同前。

³⁷ 同前。

³⁸ 前掲宇都宮徳馬「政府の“静観政策”に反対する」。

は日本との交易を自然の形として受け入れながら拡大していくが、現在の経済断交が続くと、日中経済の不自然な乖離が永久化することは当然である」³⁹と結論し、石橋と同じように、「政経不可分」の下で日中関係を打開することを強調するようになったのである。

第二節 「政治三原則」に対する見解

1958年5月2日の長崎国旗事件（右翼青年が中国の五星紅旗を引きずり降ろし、毀損した事件）以後、中国側は日中貿易再開の条件として「政治三原則」を提出し、「政経不可分」の原則を強調した。この「三原則」に対して岸首相は中国側の誤解に基づく要求として、折れてくるまで静観する態度で対応した。宇都宮は、それでは「事態は一步も進展せず、戦後最大の外交課題を店ざらしにして、日中両国民の間に存するわだかまりを抜きさしならぬものにする危険がある」と岸内閣の対中政策を批判し、「誤解が存在するならば一日も早くこれをとく努力をしなければならぬ」と要請した。⁴⁰

宇都宮はこの「政治三原則」を「何でもない要求である」、⁴¹と見ていた。彼は北京滞在中、「政治三原則」の真の意味、どこが中国側の誤解であり、中国側が正しく指摘しているところが何であるかを知るために、中国側の「相当有力な人間」と真剣な議論を戦わせた。その結果彼は、中国のいう「敵視政策」とは、直接には指紋問題とか国旗問題などを指すが、岸首相が台湾に行つて不用意な発言をしたこと、アメリカ艦隊の演習の際に、日本の自衛隊が参加した事実があることで、日本がアメリカと共同して、中国に対峙しようとしていると中国が見ており、これらすべてが中国に対する「敵視政策」と見られていると理解した。⁴²

また、日中関係を打開するためには、「二つの中国」問題が非常に大きな障害となっているが、これに対して宇都宮は、中国側が必ずしも「日華平和条約を放棄することが、二つの中国の陰謀に加わらないことだ」と主張してい

³⁹ 同前。

⁴⁰ 同前。

⁴¹ 同前。

⁴² 前掲宇都宮徳馬「日中修交の新しい踏台 — 北京から帰って」。

るとは限らないと考えた。⁴³ 「二つの中国をつくる陰謀に加わらない」の意味について、彼は台湾も北京も自ら中国の唯一つの正統政府と主張しているが、北京政府はもちろん、自らが中心となって一本化することが解決であると考えているので、それを武力や台湾独立運動といった形で妨害しないでくれということであり、直ちに日華平和条約を破棄して、台湾と断交せよなどといっているのではないと理解していた。⁴⁴

以上の認識に基づいて、宇都宮は日中国交正常化には難関があるが、それは誤解に基づくものが多いと指摘し、「その根本には東西両陣営の対立という事実が大きくひびいている。もしこの対立に緩和の気運が高まって、平和共存の可能性が強まれば、日中間の問題は自ら解決の方向を辿ることができる」と信じるに至った。⁴⁵

訪中を通じて宇都宮は、中国指導者の平和共存原則の尊重には断乎たるものがあり、日本がいかなる政治、社会形態をとろうとも中国の関するところではなく、直接侵略のみならず間接侵略をも全く行なう意思がないと見ており、「今こそ日本の責任ある政府が、真剣に国交正常化を考え、その地ならし作業を始めるべき好機である」と日中関係打開を呼びかけた。⁴⁶ 彼は周恩来・廖承志・趙安博らの平和共存に対する熱意を信じており、この熱意に応えるものは、「当方の平和共存に対する熱意以外にない。中国敵視政策が現実存在するならば、それは直ちに改めなければならない」、「日本は若い中国との結びつきを真剣に考えなければならない」と平和共存の熱意を示しあうことを願った。⁴⁷

他方、「石橋三原則」の第三項によって、「一つの話合いの場をつくるのに成功した」と見た宇都宮は、「共同コミュニケーション」にもあるように、原則的に周恩来も同意して、今後の日中関係に一つの踏台ができたとの認識を示した。しかし、日本としては、「中国が国連に加盟するか、米国が中国を承

⁴³ 同前。

⁴⁴ 前掲宇都宮徳馬「政府の“静観政策”に反対する」。

⁴⁵ 前掲宇都宮徳馬「日中修交の新しい踏台 — 北京から帰って」。

⁴⁶ 前掲宇都宮徳馬「政府の“静観政策”に反対する」。

⁴⁷ 同前。

認するという段階の前に、日中の国交を正常化して、戦争の後始末を完全にしておかなければ、非常におかしなことになる。うっかりすると、それこそアジアの孤児になる。そういう機会を失うとなると、当の話し合いにも不利な条件が出てくることも予想できる」と、日中関係を打開するには、政治的な話し合いの方が先決であると主張し、日中関係打開の緊迫性を強調した。⁴⁸

彼は「日本の国際関係の現状から来るさまざまな制約があり、日本人の間にも共産国に対する恐怖や警戒心が存在する」ので、それが決して容易な道であるとは思っていなかったが、「それより重大な困難は、中国人の心の底に深く潜んでいる、かつての日本の侵略に対する記憶であり、日本が再び軍国主義化しないかという警戒心である」と指摘した。この警戒心と同時に地理的、人種的、歴史的に自然な対日親善感情が存在しており、日中関係の明るい未来が期待できると彼は見ていた。⁴⁹ また、「周恩来にしても、日本に学んだことがある。むしろ蒋介石政権の人々よりは、いまの中国政府の人々の方が知日派だ」としたが、「友好の前提ともいえるこうした親近感が、現実の上に生かされていないのは何とんでも残念なことだ」と嘆いてもいる。⁵⁰

長崎国旗事件以後中国側が「相当感情的になっている」ようにも見える。「中国人は、日本との戦争の惨禍を最も長く、最も苦しく受けた国民」であるため、「現実に災害を受けた民衆の日本に対する怨みと警戒心が消えていないのは当然」であるのだが、「中国人の心の底にあるこの感情が、しばしば日本の態度を異常にまで誤解」させるのだから、「日本の当局は、この誤解をなくことにまず努力を傾けるべきであって、誤解に輪をかけるようなことをすべきではない」というのが、当時の宇都宮の主張であった。⁵¹

さらに、彼は、日本はアメリカの外交政策にリードされ、中国と手を握れないが、アメリカの方が日本より弾力性を持っており、「平和共存が大きく謳われているという現在の世界情勢も反映している。アイゼンハワー、フルシ

⁴⁸ 前掲宇都宮徳馬「日中修交の新しい踏台 — 北京から帰って」。

⁴⁹ 前掲宇都宮徳馬「政府の“静観政策”に反対する」。

⁵⁰ 前掲宇都宮徳馬「日中修交の新しい踏台 — 北京から帰って」。

⁵¹ 前掲宇都宮徳馬「政府の“静観政策”に反対する」。

チョフの両巨頭会談に表われた空気を、日中問題にもひき入りたい」⁵² という願望も表明している。

要するに、1959年の訪中を通して、宇都宮は「中共政權」とソ連の共産党政權と最も大きな違いが「東洋的性格」、つまり、「偉大な過去に対する尊敬」において「まったく異質なもの」とであると認識するようになり、「社会主義建設とはいうが、昔の輝かしい唐、漢の時代を心に描きながら大中国建設に立ち向っている」と考えた。したがって、彼はアメリカが特に中国を憎む理由としては、「かつて西方諸国が中国に植えつけた西洋的なものを排除し、単に共産主義というのではなくて、東洋的なものに立ち返ってしまっていることにもあるのではないか」と理解していた。また、周恩来、廖承志らの政治家に会った印象からすれば、少しも威張った感じがなく、極めて庶民的で、中国が「甘い権力国家ではないか」と考えられるほどのものであった。日中貿易断絶で一番損をしているのは、日中両国であり、この不自然さを克服されねばならないが、それには「中共のも意地になっている面がある」と指摘し、「お互いに敵意を捨ててかかることが肝要だ」と唱えた。⁵³

以上のように、宇都宮は訪中の経験を通して、中国との関係打開を日本外交の最重要問題であると認識し始めたとともに、中国を政治的に承認する、つまり国交回復をすることは、現在においては非常に困難であるが、こうした深刻な事実を踏まえて中国問題に真剣に取り組んでその解決に動こうとするのは、日本の政治家としては当然のことであると結論した。いよいよ「共産主義中国」と「自由主義日本」との平和共存の可能性が目の前に現れたのだ、と彼は見ていた。

他方、1959年10月2日、宇都宮は欧州、中東の事情視察に出かけた。ロンドンで先に渡欧中の三木武夫と落ち合い、石橋訪中問題、安保改定問題などをめぐる党内情勢を説明し、意見交換を行なった。⁵⁴ 彼は帰国後、選挙区での講演で、滞在中目撃したイギリス総選挙における保守党の圧倒的勝利に

⁵² 前掲宇都宮徳馬「日中修交の新しい舞台 — 北京から帰って」。

⁵³ 宇都宮徳馬「中共訪問の印象 — 平和共存への熱意は強い」：『再建』1959年10月号。

⁵⁴ 「自民三氏、渡英」『読売新聞』1959年10月2日。

触れ、保守党の勝利は「外交政策においても国内政策においても前向きの政策を取った」からであり、日本の保守党も「前向き」の態度と政策で日中関係打開に努めてほしい、と表明している。また彼はこの講演で、「一国の政治家である以上、ただイデオロギーにとらわれて、共産主義だ、資本主義だ、自由主義だと言って甘い考えでいると、自由主義自身の国からやられてしまう。そういう点はもっと辛く考えてやる必要」があると、中国問題への取り組みの必要性を力説し、また「静観政策」を批判したが、そこには、「保守党がやらなければ、社会党は力がないからやれない。けっきょく他の国の市場実績が積み重なってしまう」と、中国の市場が他の資本主義国家によって獲得されてしまうことへの危惧も表明されていたのである。⁵⁵

なお、宇都宮は賠償問題⁵⁶の困難性を強調している。中国が賠償の権利を留保していることを懸念したのである。自民党としては「石橋訪中を機会として十分対中国政策を考える、まだアメリカの政策が変わらぬ前に考える。アメリカの政策が変わってからでは話にならない。賠償問題でひどい目に会う」と、対中国政策変更の緊迫性を明らかにした。⁵⁷

宇都宮は、中国を「市場」として考え、また「賠償問題」を懸念したように、日本にとって現実的な利害関係を考慮していた。この点で、宇都宮は国益を考慮する現実的な政治家でもあったのである。ただ、こうした利害関係への言及は、対中国政策の変更の利益を広めるための、手段であったのかもしれない。

訪中を通して形成した「中国観」は、その後日中関係打開に尽力した宇都宮の行動と深くかかわっていくことになる。このことはすでに日中関係打開グループの形成における宇都宮の行動によって示されているが、こうした新しい中国認識に基づいて、宇都宮は安保改定反対闘争においても積極的な動

⁵⁵ 前掲宇都宮徳馬「中共と欧阿を訪れて — 選挙区における講演」。

⁵⁶ 1951年のサンフランシスコ平和条約は日本の賠償義務を免除したが、講和に参加しなかった中国・朝鮮に対し、例外規定を設けて賠償請求を認めた。「この条約の第二十五条の規定にもかかわらず、中国は、第十条及び第十四条(a)2の利益を受ける権利を有し、朝鮮は、この条約の第二条、第四条、第九条及び第十二条の利益を受ける権利を有する」。『サンフランシスコ平和条約』第二十一条。

⁵⁷ 前掲宇都宮徳馬「中共と欧阿を訪れて — 選挙区における講演」。

きを取るようになる。

第三章 安保改定反対闘争と宇都宮徳馬

第一節 安保改定反対闘争

岸内閣は成立後、日本の自立をはかり、安保条約を改定し、片務的な条約から対等的な双務的でものとするをのぞんだ。一方、アメリカは自国だけが負っている片務的な防衛義務を改定し、国力の成長を遂げた日本に対して相互援助と集団的自衛能力を強化する義務を課し、また日本を太平洋地域の集団安全保障体制へ編入していこうとした。1957年6月、訪米した岸首相がアイゼンハワー大統領と会談し、「日米共同声明」を発表して、「日米安保条約」の改定を示唆した。1958年9月、藤山愛一郎外相が訪米し、安保改定交渉が本格的に開始された。日本側の提出した改定の要点は、片務性の解消、在日アメリカ軍の移動についての事前協議制の採用、内乱へのアメリカ軍出動条項の削除、条約の期限の明示などであった。

1958年5月の衆議院総選挙で自民党が勝利をおさめた結果、第2次岸内閣(6月12日から)の「高姿勢」が目立つようになり、「民主政治の擁護」のため、「非民主的な活動に対しては毅然たる態度をもって臨む」という決意が示された。⁵⁸ 安保改定の前に、反対勢力である労働組合、ことに総評(日本労働組合総評議会の略称)の有力組合である日教組(日本教職員組合の略称)を制圧すべく、岸内閣は「勤評闘争」に対し強い態度で臨み、結局59年2月に反対運動はおさまっていった。また、58年10月岸内閣は国内の治安対策、つまり大衆運動取り締まり強化のため、「警察官職務執行法」(「警職法」)の改正案(職務質問・所持品調べ・土地建物への立入りなど警察官の職務権限を大幅に拡大するもの)を国会に提出した。社会党・総評・全労(全国労働組合同盟の略称)など66団体が「警職法改悪反対国民会議」をつくり、反対運動を盛り上げた。11月全国的な反対闘争を受け、自民党内での批判も強まった結果、岸内閣は改正案を断念し、審査未了が決定した。これら

⁵⁸ 「岸首相が施政演説」『朝日新聞』1958年6月17日。

は既に開始されていた安保改定の交渉に直接影響を及ぼし、安保交渉は長期化することになったのである。

安保改定をめぐるのは、国内において「日米共同防衛体制強化が必要だ」とする賛成論と、「アメリカの核戦略体制のもとで新しい戦争に巻き込まれる危険がある」とする反対論との対立が激しくなり、革新陣営の反対運動が活発化した。社会党は、1958年9月安保改定交渉が始まったとき以来、改定阻止の方針を打ち出していた。59年3月には、社会党・総評・日中国交回復会議等をはじめ134団体によって「日米安保条約改定阻止国民会議」（共産党もオブザーバーで参加した）を結成し、全国的な反対運動を盛り上げた。さらに、59年3月に訪中した社会党浅沼稲次郎団長が「アメリカ帝国主義は日中共通の敵」であると講演し、⁵⁹ また、共同声明において、「アジア・太平洋において非核武装地帯をつくる」こと、「日米安保体制を打破する」こと、「中日ソ米の集団安全保障条約を締結する」ことを表明し、⁶⁰ 安保改定反対をアメリカ帝国主義への闘争と位置づけたのである。その中で、60年1月19日には新安保条約が調印され、30日に新条約の批准を最大の課題とした「安保国会」が再開された。新条約の米軍軍事力行使の日本に対する「事前協議」、「極東条項」の「極東の範囲」をめぐり、国会では与野党が激論を行ない、「日米安保条約改定阻止国民会議」の反対運動が激化した。

中国に眼を転じてみると、安保改定に対する中国の反発は強烈であった。中国にとって安保条約はもともと中国やソ連を対象としたアメリカの「共産主義封じ込め」政策の一環であった。中国政府は、警職法問題と安保問題によって高まりつつある日本国内の反米・反岸闘争に注目した。58年11月19日、陳毅外交部長は安保改定に反対する声明文を發表し、「重大な関心と極度の憤激」⁶¹ を表明した。また、59年11月11日、周恩来は松村訪中団送別宴での演説で、「中国人民はこうした闘い〔安保反対闘争〕に同情をよせ、こ

⁵⁹ 「米国帝国主義の批判は当然 — 浅沼団長談」『朝日新聞』1959年3月14日。

⁶⁰ 「日本社会党第二次訪中使節団と中国人民外交学会との共同声明」（1959年3月17日）：前掲『日中関係基本資料集 1949年-1997年』、160-162頁。

⁶¹ 「日米安保条約改定に関する陳毅外交部長の声明」（1958年11月19日）：前掲『日中関係基本資料集 1949年-1997年』、153-156頁。

れを支援している。なぜならば中国人民は日本が米帝国主義の支配下でさらに軍事同盟に引込まれ、軍国主義が復活するのを心配しているからである」⁶²と語った。また、11月16日に藤山外相の「極東」の範囲が「フィリピン以北、中国の一部、沿海州にいたる日本を中心とする地方」⁶³であるとする発言は、いっそう中国を刺激し、『人民日報』も連日のように「日米軍事同盟に断固反対する」といった強い論調の社説を掲げた。

さらに、新安保条約の調印がアメリカで60年1月16日に行なわれることが確定するや、前々日の14日、中国外交部は声明を発表し、「[日米安保条約の改定は]日本の反動派とアメリカ帝国主義がたがいに結託して、新しい侵略と戦争を準備し、アジアと世界の平和をおびやかす極めて重大な段どりである」、「日米軍事同盟条約の調印は、日本軍国主義がすでに復活したことのしるしであり、日本がすでにアメリカの侵略的軍事ブロックに公然参加したことのしるしである」と厳しく非難した。また、4月10日に周恩来は、「岸政府が中国敵視政策をすてることが一日おそければ日中関係はそれだけ改善がおくれる。日中関係の当面の不正常な状態の責任は全く岸政府にある」と声明した。⁶⁴5月から、中国側は日本で高揚しつつあった大衆運動を支持するために、「日本軍国主義復活反対のキャンペーン」を展開していた。5月9日には北京で大規模な集会が行われ、その後大都市を中心に全国各地で約一週間にわたって大衆集会が開催された。中国に滞在していた日米軍事同盟反対の日本人を含め、合計1200万人が参加したのである。⁶⁵

⁶² 「松村謙三自民党顧問送別宴における周恩来総理の演説」（1959年11月11日）：前掲『日中関係基本資料集 1949年-1997年』、173-174頁。

⁶³ 「“極東”外も自由 — 米軍出動外相答弁」『読売新聞』1959年11月17日。

⁶⁴ 「日米安保条約調印に関する中国外交部の声明」（1960年1月14日）、「第二期全国人民代表大会第二次会議における周恩来総理の政府活動報告」（対日関係に関する部分）（1960年4月10日）：前掲『日中関係基本資料集 1949年-1997年』、174-175頁、176-177頁。

⁶⁵ 各地集会のスケジュールは下記の通り。10日、天津、長春；11日、瀋陽、西安；12日、撫順、重慶；13日、武漢、南京；14日、広州、哈爾濱；15日、上海。その他の都市でも10日から15日まで各地で開催されたという。集会のスローガンは以下の通り。①日米軍事同盟条約に反対する②日本軍国主義の復活に反対する③米日反動派が新たな戦争を策動する陰謀に反対する④日本国民が米国の軍事基地を取り消す闘争に支持する⑤アメリカ帝国主義は日本から出ていけ、南朝鮮から出ていけ、

警職法騒動を契機として、自民党内の反主流派はこれまで鬱積していた岸の機運を爆発させ、安保改定をめぐって主流派・反主流派の対立と抗争が繰り返された。この動きは、主流派・反主流派の人事をめぐる派閥抗争に連動していくのである。⁶⁶

第一章に述べたように、石橋・松村を中心として日中関係打開を目指す諸グループは、自民党内における岸批判の先頭に立って活動を展開したが、安保改定阻止においても共通の立場に立った。訪中帰国後の59年9月26日の記者会見で、石橋は「安保条約はいますぐ改定する必要はないと思う。少なくとも中国に対して敵対行為にならないように留意しなければならない」⁶⁷と語り、安保改定が「尚早」であると主張した。さらに、30日の岸との会談では、石橋は再び安保改定には慎重であるべきであり、10年の条約期限は長すぎると語った。⁶⁸

他方、松村は10月14日に岸に訪中のあいさつを行なったとき、「特に慎重な態度で臨む」よう進言した。⁶⁹ また、60年2月12日に松村は、極東の範囲には金門、馬祖両島が含まれる、との岸の発言に対して、「これははっきり定義づけるべきものではない」と指摘し、「現在中国と台湾問題の焦点にあるこの地域の武力紛争に日本がみずからはいってゆくつもりなのだろうか」と疑問を呈し、あわせて、「安保条約はまったく消極的な防衛が建て前であり、無用な刺激は避けるべきだ。国の責任ある立場にあるものはあやまちを繰り返さない十分な用意を持たなければならない」との角度から、安保改定に反対の立場を公表した。⁷⁰

南ベトナムから出ていけ、我が領土の台湾から出ていけ、トルコから出ていけ、フィリピンから出ていけ⑥中日両国人民が団結し、全世界の人民が団結して、アメリカ帝国主義を打倒する⑦日本の三池炭鉱の闘争を支援する（撫順のみ）。中国外事小組「北京各界人民支援中国人民反対日美軍事同盟条約大会文件」（1960年5月2日-5月11日）文書番号：117-00785-01（1）、中国外交部档案館。

⁶⁶ 戸川猪佐武『岸信介と保守暗闘』（講談社1982年）、240-258頁。

⁶⁷ 「石橋氏、日中打開を強調」『朝日新聞』1959年9月27日。

⁶⁸ 「差当り人間交流を——石橋氏日中打開で進言」『朝日新聞』1959年9月30日。

⁶⁹ 「松村氏、首相に訪中あいさつ」『朝日新聞』1959年10月14日。

⁷⁰ 「“金門・馬祖”包含は不当——極東の範囲松村語る」1960年2月12日、「金門・馬祖と極東の範囲——観念論から実際論へ移る」1960年2月13日、『読売新聞』。

他方、古井も、「不平等な安保条約をなるべく対等なものにしようという考えが正しい」としながら、「米国が日本を助けると同様に、米国が攻撃された場合に日本が米国を助けることは、憲法からいっても日本の実力からいってもできることではないから、問題にならぬ」と、安保条約の相互防衛条約化には否定的な見解を示し、⁷¹ 「今日安保条約と取込んでいるが、どうして明日中関係を打開しようというのか」⁷² と岸内閣を批判し、日中関係打開の重要性を強調した。

要するに、安保改定に対して、石橋、松村や古井らは当初必ずしも反対ではなく、ただ「急ぐべきではない」と時期尚早の慎重論をとっていた。だが、彼らは、安保改定で中国を刺激するようなことは避けるべきだとも、考えていた。そして、安保の「極東範囲」の条項に中国の一部が含まれていることに関しては、反対の姿勢を明確に示したのである。

第二節 宇都宮徳馬と安保改定反対闘争

自民党副幹事長であった宇都宮は訪中前の1959年6月に、「政府の安保改定構想に反対する」という文を『中央公論』に寄稿し、安保改定について論じた。

まず、彼は日米安保条約が「無期限無制限の駐兵条約」であり、「暫定的性格を持っている」と考えている。彼も安保改定の必要性を認めるが、改定の条件が完全に熟していないため、その緊急性を認めることはできないと述べた。彼は政府が提唱した「不平等性抜き」、「自主性」、「相互性」を当然と見なし、正常な日米関係、正常な日本の安全保障体制のため、自主対等の立場で「保護条約的な性格」を改めるべきと主張した。彼にとって、正常な日米関係の根本とは「駐兵」を根本的に検討する態度を、両国が決定することである。⁷³

⁷¹ 古井喜実『政界第八年——諸国に旅し、わが外交を思う』（1960年）、90頁。

⁷² 古井喜実『政治生活第七年——政界の混迷と苦悩』（1959年）、45頁。

⁷³ 宇都宮徳馬「政府の安保改定構想に反対する」：『中央公論』1959年6月号。後に「安保条約改定は急ぐべきでない——性急な改定は日本に不利」の題目で前掲『平和共存と日本外交』、39-57頁、前掲『日中関係の現実』、69-89頁に収録。

他方、宇都宮は世界各国の行政機構を視察するために、1957年6月にワシントンで民主党のジョン・ケネディ議員〔民主党次期大統領候補〕と会見したが、「[ケネディは] その時既に米中関係の改善を考えていたらしく、特に印象に残ったのは、日米安保条約にある米軍の日本における常時駐兵にはっきり反対の意見を表明したことだった」⁷⁴ と訪米の印象を語ったことがある。つまり、アメリカの対日政策は「不動」ではないから、アメリカの外交政策の変化を待ちながら、実質的に「無意味」な改定を急いでではないと主張したのである。⁷⁵

また、彼は政府が主張した「双務性」「相互性」を掘り下げて考察している。双務性には二つの意味があり、条約に与える「双務性」は「バンデンバーグ決議」⁷⁶ の要求する相互防衛条約が持つ「相互性」でなければならないと主張した。しかし、彼は続けて、この「相互性」は日本領域外への派兵義務を前提とするものであり、日本憲法の条章及び精神と明らかに矛盾することである、と指摘する。したがって、日本にとっては、国連の成長こそが平和と安全と独立を保障する唯一の大道であり、日本国民はこの大道を「素手で悠々と歩く胆力」を養わねばならないとの結論に至った。こうした観点から日本の安全保障の道について、彼は次のように論じた。

日本の統治機構や経済機構の中に巣喰う愚かな腐敗したものを清掃することが、共産主義侵襲を防ぐ第一要件だ。これによつて、真の意味の近代的政党政治が確立されれば、中共との話し合いも、自信をもつて進めることが出来るし、日米安保条約の改定も世界的な集団安全保障体制の中における日本の立場を深く検討しつつ正しい結論に達することができるであろう。日本は米ソ両国の勢力の接触線における薪の役割を演

⁷⁴ 宇都宮徳馬「石橋湛山」：対中ソ外交物故功労者顕彰祭実行委員会『顕彰録 対中ソ外交物故功労者記念碑』（トミタ孔版株式会社 1986年）、24頁。

⁷⁵ 前掲宇都宮徳馬「政府の安保改定構想に反対する」。

⁷⁶ 1948年6月11日にアメリカ上院外交委員長バンデンバーグの提案によって採択された決議。この決議によってアメリカは援助先の国に対し、援助と引き換えに軍力の増強を要請することになった。

じてはならない。日本の周辺には分裂した中国、分裂した朝鮮という不安定極まる発火点がある。もしも戦火が極東に燃え広がることがあるならば、日本国民は水とならなければならない。⁷⁷

他方、彼は「安保改定を推進する一部のものの中に、かつて日本を誤らしめた傾向と同様な無知で偏狭な、熱狂的な精神傾向の存在する」ことを感じとり、「この精神傾向の根底にあるものは、日本の国家官僚機構の古い権力主義と、それと不可分な日本資本主義の抜き難い政商性にある」と糾弾している。⁷⁸ この論点は、戦前・戦中・戦後初期の宇都宮の官僚統制批判の言動⁷⁹を彷彿させるものであり、彼の安保反対論が、戦前から残存する日本の政治社会の根底的な問題性（「近代的政党政治」の未確立、「国家官僚機構の古い権力主義」=官僚統制）に対するきびしい批判精神から生まれていることを、見て取ることができる。なお、訪中する前の彼は、安保改定に関する中国側の反応を意識していなかったし、「反共」の立場も表明している。

1959年の訪中を通して、宇都宮は中国では政治家だけでなく、一般大衆の間にもいまだに日本が再び攻めてくるのではないかと危惧し、戦争中の日本人に対する恨みも残っていることを観察した。⁸⁰ 第二章で述べたように、中国側は、中国周辺における軍事的な動きに日本が参加することを「敵視政策」と見なしていた。安保改定という問題を、この「敵視政策」と結びつけて中国は敏感に考えており、日本がアメリカの「子分」として、再び「大東亜共栄圏」のようなものをつくり、アメリカの軍事力、またこれと結びつく日本のアジアでの方向を中国は危険視していると彼は見ていた。「敵視政策」をこのように理解すると、これは日本の安全保障や、日本の世界政策という問題

⁷⁷ 前掲宇都宮徳馬「政府の安保改定構想に反対する」。

⁷⁸ 宇都宮徳馬「一自民党代議士として直言する」：『中央公論』1960年6月号。前掲『平和共存と日本外交』1-38頁に「新安保条約と日本外交」の一部として収録。

⁷⁹ 拙稿「宇都宮徳馬の思想史的研究——戦前・戦中にける動きを中心に」：『社会システム研究』第14号（2011年2月）、217-236頁、「宇都宮徳馬の思想史的研究——戦後から1949年の政界進出まで——」：『人間環境学』第20巻（2011年12月）、67-82頁を参照されたい。

⁸⁰ 前掲宇都宮徳馬「日中修交の新しい踏台——北京から帰って」。

につながる、と彼は考えていた。⁸¹

彼は、「敵視政策」を解決すれば、「日中親善関係の前進」は困難ではないが、日米安全保障条約の改定が、「どうしても重要な問題になる」と見た。したがって、彼は「安保条約が、中国側の想定するようなものでないとするならば、中国側の誤解を解く努力をすべきだ」が、「この誤解はなかなか解けないだろう」と述べた。⁸² 他方、彼は中ソ同盟も明らかに日本と講和成立までの暫定的なものであり、「日米安保条約の改定は、中ソ同盟条約の廃棄または改定と並行して行われるべきものだ。それを敢えて行なうところに中国側が疑惑し誤解する理由がある」と指摘して次のように述べる。「中国側の思い過ぎ、誤解をときほぐす努力せずに、性急に調印など行なうならば、せっかくとけかかった日中間の永の壁を、再びより厚く凍結せしむる恐れがある」。⁸³ したがって、宇都宮は、中国への刺激を避け、改定交渉をアメリカの新大統領選出まで待ち、アメリカの新政権と話し合った上で、中国に対する日本の基本的な態度を決めることが肝心だと考えた。彼によれば、この改定に今着手することは、日中関係でも日米関係でも、日本の立場を身動きのつかないところに追い込む可能性が強いことなのであった。⁸⁴

ことに、彼は金門・馬祖のような、「両陣営の緊迫した接点」「戦争の危機感を煽るに好都合な地勢」の存在は、安保改定の問題を大きなものとしている、と彼は断定する。しかも、安保改定交渉中に、実際に中国と台湾の間で金門・馬祖紛争が起こったため、中国の脅威が過大視され、アメリカの防衛力に依存する心理が、日本にあって自主性の要求よりも強くなった。最も悪い時期に、改定交渉が始まったと彼は考えていた。⁸⁵

前述したように、宇都宮は安保条約がもつ本質的に暫定的な性格——駐兵権及びそれに伴う諸特権を条約改定によって取り除くことが重要であると考えていた。彼から見れば、世界は「平和共存」を軸として転換しつつある。

⁸¹ 同前。

⁸² 前掲宇都宮徳馬「一自民党代議士として直言する」。

⁸³ 前掲宇都宮徳馬「政府の“静観政策”に反対する」。

⁸⁴ 前掲宇都宮徳馬「日中修交の新しい踏台——北京から帰って」。

⁸⁵ 前掲宇都宮徳馬「一自民党代議士として直言する」。

安定した平和の創造に寄与することは焦眉の急務であり、平和共存の推進は緊迫した現実政策なのである。ところが、金門・馬祖紛争の影響を強く受け、駐兵権を含む米軍の軍事的諸権利の安定化が重視され、新条約の改善は辞句の修飾や形式の整備に重きが置かれ、「極東の範囲」や「事前協議」などをめぐって大きな不安が生まれている。このように考えた宇都宮は、衆議院外務委員会において、数回にわたって岸首相と藤山外相に所信をただし、政府の意図を指摘し、三木・松村派の古井らとともに、政府の方針を批判した。

安保改定問題を審議するために、衆議院に安保条約特別委員会が特設されたが、宇都宮は外務委員でありながら、「岸打倒の時限爆弾の危険がある」とされ、委員には指名されなかった。本人に何らの相談もなしに行われたこの措置に、60年2月18日の外務委員会で彼は、外務委員はすべての重要外交案件を審議する権利と責任をもっており、新安保条約関係案件を審議する特別委員会には外務委員全員を参加させるべきだ、と抗議の声をあげた。さらに、新安保条約の審議と関連して国会に条約を修正する権限があるかどうかをめぐり、宇都宮は翌19日の双石会〔石井、石橋両派を中心に、河野派、三木・松村議員も加入した〕において「修正権あり」との意見を述べ、野党の政府追及と連動して新安保条約の国会審議に、微妙な影響を与えることになった。⁸⁶

3月3日、石橋派は、新安保条約の審議を「慎重審議」、「単独審議反対」とする線に落ち着き、同派の態度を決めるにいたった。また3月2日、三木・松村派の古井は、自民党七役会議の「極東」についての統一見解に関して、金門・馬祖を極東の範囲に加えることは今後の日中関係を決定的に悪化させると、政府に申し入れた。⁸⁷ その上で、4日、古井は自民党の安保小委員会で再び、地域的な範囲の限定は中国を刺激するから抽象的表現に戻すべきだと強く主張した。宇都宮も、安保体制自体に反対はしないが、新安保条約の

⁸⁶ 「安保特別委、各党の布陣 — 自民は防御本位に」（1960年2月15日）、「外務委員全員の出席 — 宇都宮氏が要求」（2月19日）、「条約修正権：与党内にも対立意見 — 国会に権限あり」（2月21日）『読売新聞』。

⁸⁷ 「安保“慎重審議”の線 — 石橋派きょう態度きめる」、「松村派を説得へ」『読売新聞』1960年3月3日。

締結が中国を強く刺激していることは事実であるから、これ以上無用の刺激をさけるべきだ、と発言し、古井の主張を支援した。さらに、9日の安保小委員会でも、古井、宇都宮らは前回と同様に政府の「極東範囲」に真っ向から反対した。条約修正権問題についても反主流派は主流派を迫及する姿勢をとり、党内の意見調整は予想外に難航した。その後、17日に帰国した三木武夫も、岸と会談し、「極東の範囲」に金門・馬祖両島を含めた「政府統一見解」を早急に訂正するよう進言した。これらの反主流の行動の結果、ついに「極東の範囲」の定義は抽象的な表現にとどめるべきであり、一つ一つの島をあげたことは適当ではない、との線で意見が調整された。⁸⁸

この過程で、3月9日、石橋は総評の岩井章事務局長と会談し、日ソ領土問題・日中関係打開・新安保条約の討議などについて意見を交換した。⁸⁹ 安保改定反対闘争の先頭に立つ総評の岩井との会談は「利敵行為」と批判され、自民党内にも会談内容の第三項が「党議」に反する理由で「石橋除名論」が飛び出した。これに対して宇都宮は、「その〔安保条約〕審議は慎重でありたい、という石橋氏の発言は正しく、正論である」、「除名という武器で封殺をはかるのはフェアではない」し、「そのことが民主主義政党の自殺行為につながるものである」と指摘し、「石橋氏の除名は絶対に承服できないものである」と自民党執行部を批判した。そしてさらに、「中ソを刺激する新安保の審議は今国会は見送るべきである」と、石橋派の「慎重審議」の態度を再び強調した。⁹⁰

4月22日には、新安保条約を強行批准するために、自民党首脳会議が「23日に安保の中間報告」要求の強硬策を打ち出したことに対し、宇都宮は「党

⁸⁸ 「金門・馬祖のぞけ — 反主流派が強く要求」（1960年3月5日）、「金門・馬祖で応酬」（3月10日）、「首相近く補足説明 — 三木氏進言、金門馬祖除外」（3月3日）『読売新聞』。

⁸⁹ この会談の内容は次の通りである。①領土問題を一時タナ上げにしても日ソ平和条約を早急に結ぶべきであること、②日中関係打開のための時期に中国要人を日本に招請すること、③新安保条約は慎重に対処すべきであることを表明した。「日ソ平和条約急ぐ — 石橋・岩井会談、中共要人招待も一致」『読売新聞』1960年3月9日。

⁹⁰ 宇都宮徳馬「石橋除名論に答えて」：『日本週報』1960年3月25日号。

幹部は安保条約を急いでいるが、現在の国際情勢では一日も早く安保条約を成立させるといふ条件は何もない。国民に無理押しの印象をあたえることは絶対にさけねばならない。従って中間報告には強く反対する」と、岸の真意をただすとともに、反対を主張した。松村も党内孤立を恐れず、安保問題に関する限り断固たる態度で反対すると語り、反主流派がこぞって反対する状況が明らかになった。⁹¹

さらに、5月12日、衆議院特別委員会において古井は発言し、新安保条約が日本の自衛という枠を逸脱して濫用され、日本と関係のない他の紛争に巻き込まれることが起らぬよう、あらゆる角度から論じて、政府の言明と保証を得ようとした。⁹² 20日の安保強硬採決の際、宇都宮をはじめ石橋派、松村派12人が欠席した。⁹³ 21日に石橋、宇都宮ら石橋派10人が会合し、世論を無視しての警官を衆議院に導入し、安保の強硬採決をはかった岸の態度は絶対に許されないとし、首相の即時退陣、内閣総辞職を求めるとの方針を決め、今後党内各派に呼び掛ける決意を固めた。⁹⁴ こうした安保強硬反対派の動きの代表として、宇都宮は7月6日には自民党党紀委員会の肅党対象議員の一人とされることになる。⁹⁵

宇都宮は、岸政権が本質的には権力保持を中心とし、国民に対しては「高姿勢」であったと一貫して批判した。後に彼は雑誌『再建』の対談で、「私が岸政権というものを一番いかぬと思った点は、問題が政権であって政治でないということですね。……岸さんの権力政治は、権力を持つて一つの政策内容を強行しようという権力政治ではない。ただ政権を握っていくために、

⁹¹ 「反主流派は慎重論 — “中間報告”一応了承」、「反主流派こぞって反対」『読売新聞』1960年4月23日。

⁹² 古井喜実前掲書『政界第八年 — 諸国に旅し、わが外交を思う』、56-58頁。

⁹³ 当日欠席した自民党議員は松村謙三、石橋湛山、河野一郎、三木武夫、古井喜実、宇都宮徳馬、竹山祐太郎、志賀健次郎、松浦周太郎、井出一太郎、加藤常太郎、松永東である。

⁹⁴ 「岸首相の即時退陣 — 石橋派各派に協力呼びかけへ」『読売新聞』1960年5月21日。

⁹⁵ 肅党対象議員は河野一郎、三木武夫、宇都宮徳馬、平野三郎、園田直、野原正勝の六人である。「肅党対象六人」『読売新聞』1960年7月7日。

権力を行使するということです」⁹⁶と述べた。

宇都宮は自由主義、民主主義及び平和主義を自民党の「看板」と見なしていたが、岸をはじめとする主流派が「自由主義の代わりに権力主義を、民主主義の代わりに官僚主義を、そして平和への努力を冷笑する」ことをもって、「反共」を売り物にし、自民党の「看板」をいつわった。このまま放っておけば、「李承晩の自由党のように悲惨な末路を経験せねばならない」と彼は見ており、すべての国民のため、自民党のために、また、日米の友好関係に大きな傷跡を残さないためにも、左翼勢力の急速な台頭を防ぐためにも、岸首相の引退が絶対の条件になっていると、岸の「即時退陣」を迫った。⁹⁷

なお、衆議院で新安保条約案が強行採決されると、「民主主義の破壊である」として、一般市民の間にも反対運動が高まり、「反安保」闘争が次第に「反岸」闘争に変化し、革新陣営を超えた広範な岸内閣打倒闘争となった。反対運動は、安保改定阻止にとどまらず、民主主義の擁護へと広がった。自民党内の反主流派も、前述のように、これを契機に岸退陣を要求した。ついに、アイゼンハワー訪日は中止され、条約は参議院の議決がないまま、6月19日自然承認された。23日藤山外相とマッカーサー駐日アメリカ大使の間で新日米安保条約の批准書が交換され、新安保条約が成立した。批准式直後に、岸は正式に退陣を表明し、次いで7月19日に池田勇人内閣が誕生した。

新安保条約によって、日米の軍事同盟関係が規定され、日本の軍備補強も義務づけられたのである。新安保条約と日米・日中・日ソ関係について、宇都宮はすでに以下のように論じていた。

安保改定によって日中貿易はいよいよ困難になり、日ソ間の漁業交渉にしても、通商問題にしても、マイナス要素として作用することは間違いない。極東におけるアメリカの軍事体制を安定させることは確実である

⁹⁶ 対談：（きく人）千葉成夫、（語る人）宇都宮徳馬「岸内閣より池田内閣へ」：『再建』1960年11月号（この会談は1960年9月26日、雑誌『再建』の主催で行われた）。

⁹⁷ 宇都宮徳馬「岸首相は即時退陣せよ」：『再建』1960年7月号（『サンデー・毎日』6月11日号掲載）。

が、日本の安全にとっては、決してよりよいとはいえない条約改定が、経済面においては将来にわたって重大な損失を日本に与えるのである……日本の近代工業の市場は、やはり中国、シベリヤを含めたアジア、アフリカである。新条約は、日本の近代産業を、特需産業から、輸出産業へ転換する場合、市場開拓のブレーキになることは間違いないが、しかし、いずれにしても、この転換はやりとげなければならない。⁹⁸

また、新安保条約の問題点については、彼は「新条約は少なくとも国内における体裁にこだわり国益を損するものといわねばならぬ」とし、「極東における国際の平和と安全に寄与するためという米軍の基地使用目的が問題となる」と指摘した。「極東の範囲にしても、事前協議にしても、日本の自衛に関係のない紛争に日本をまきこみたくないという配慮から出ている。しかし米国への駐兵権、基地使用権の許与は、実は米国の関係している極東の紛争から日本を局外者の立場におくことをほとんど不可能にしている……そうなる日本では中立国のもつ権利、自国の領土や商業の自由を原則的に侵されない権利を失うことになる」と、日本が紛争にまきこまれることを避けるには米軍の常時駐留の必要は必ずしもないと論じた。したがって、彼は「新条約で一番問題となるのは基地使用権の形で包括的な駐兵権を相かわらず認めていることであろう」と見ている。⁹⁹

さらに、彼は「(新条約は) NATO を真似て、形式上の不完全性とともな暫定性をとり去り、更に終了規定において、条約の廃棄を十一年後も、著しく困難にしていることは全く賛成できぬところだ」と述べ、「新条約が集団的自衛権の行使の形をとっているのは、憲法上、明らかに疑問の存する点である」と指摘した。¹⁰⁰

要するに、宇都宮は安保改定そのものに反対したわけではなかった。「改定そのものの内容ははじめから大した内容を持っていない」だけではなく、「も

⁹⁸ 前掲宇都宮徳馬「一自民党代議士として直言する」。

⁹⁹ 同前。

¹⁰⁰ 前掲宇都宮徳馬「新安保条約と日本外交」：宇都宮徳馬前掲書『平和共存と日本外交』、37-38頁。

つとも大きな政治的見通しを背景にしないで、アメリカ軍の仮想敵国であるソ連、中共に対して日本国民の間に敵対意識を強めるといような、非常に出先機関的な感覚でやったこと」について批判し、¹⁰¹ 安保改定に反対するようになったのである。つまり、彼はこの条約を批准した後の外交問題は必然的に中国関係の調整という問題に移っていくことを見通し、安保審議にあたって中国を刺激するようなことは絶対に避けるべきであると考えていた。したがって、彼は「極東の範囲」は本来地域的に明示できるものではないのに、政府が「金門・馬祖を含む」態度を取っていることには納得できなかった。また、岸の安保強硬採決の行動は議会主義から逸脱した権力主義の現われであり、これ以上の横暴を許せば日本の民主主義そのものが危機に陥ると宇都宮は考え、「首相の即時退陣」要求という強い批判姿勢を見せたのである。

他方、この時期石橋は「日中米ソ平和同盟」の構想を構築し、これを実現するために積極的に動いている。¹⁰² 石橋の影響を受け、宇都宮はまた、「極東に戦争が勃発した場合、日本に比較的近く日本と利害をほとんど等しくする国家はフィリピンおよびインドネシアである。大陸問題に直接の利害関係はないのであるから、できる限り紛争に加わらず、国際法上の中立国の権利を行使して、自己の商業交通路を維持して国民生活と産業を守るという点において三国の利益は一致すると思う」と指摘し、「大陸の紛争に対して中立を守るという三国協定の如きものができれば、十分な意味があると思う。それは日本の外交に一つの厚みを加わえることにもなる」と、¹⁰³ 日・フィリピン・インドネシア三国共同防衛を推進することを提言し、アメリカが強く望んでいた日・韓・台の連携強化に反対した。

安保改定は、日本主導で行なわれ、旧条約の不平等性を是正することに成功したと評価されることもあるが、実際にアメリカの主張をほとんど全て満

¹⁰¹ (政党人に聞く 1 宇都宮徳馬、鶴見俊輔) 「保守党の脱皮のために」：『世界』1960年10月号。

¹⁰² 石橋湛山の「日中米ソ平和同盟」の構想について、姜克実『晩年の石橋湛山と平和主義 — 脱冷戦と護憲・軍備全廃の理想を目指して』(明石書店 2006年)、75・132頁に詳しい。

¹⁰³ 前掲宇都宮徳馬「一自民党代議士として直言する」。

たし、「平等」、「対等」の名の下に旧安保条約で保障されたアメリカの一方的特権をほとんど手つかず温存するようになったといわれている。¹⁰⁴ また、安保改定によって、安全保障をアメリカに任せて経済発展に専心することが固まり、その後の日本が日米安保の傘下にアジア政治の激動から距離を置き、高等経済成長を成し遂げたと考えられたのも事実である。¹⁰⁵

おわりに

以上の分析を通じて、次の二点が明らかになった。

第一に、宇都宮の中国認識の変化を明らかにしたことである。前述したように、宇都宮は中国問題の解決を朝鮮と台湾の後に置いていた。しかし、1959年の訪中を通して、彼は中国の日本に対する態度が予想以上に厳しく、中国に対して「敵視政策」を続けながら貿易だけしようとするのは無理であると感じて、日中関係の打開を提唱しはじめた。中国側にもアメリカに対して誤解している点もあるから、日中の親善関係を図るためには日本とアメリカとの関係を修正していく必要があり、アメリカの中国に対する誤解をとくためにもいろいろ働きかけなければならないと彼は考えた。また、「政経分離」は当然であり、台湾の問題も中国の国内問題として扱うよう日本側も態度を改める必要があるが、日中関係を改善するためには、日本だけでなく、中国側も日本に対する強硬な態度と政策を改める必要があると彼は考えた。

第二に、日中関係改善における宇都宮の態度と行動が明らかにされたことである。訪中後の宇都宮は日中関係打開に対する世論喚起や、親中派グループの形成に努めただけでなく、安保改定が日中関係の改善にも影響があるとして、彼は安保反対闘争に身を投じた。彼の所属する石橋派は自民党内派閥勢力において少数派ではあったが、岸政権を批判し、対中政策転換を求める声が最も強かった。一般的な国内世論でも岸内閣の対中政策転換を要求する声が高まり、安保改定問題に影響を及ぼしたのである。宇都宮が岸内閣の一枚看板である安保改定問題に対して激的な批評を行なったのは、岸内閣の権

¹⁰⁴ 室山義正『日米安保体制（上）』（株式会社有斐閣 1992年）、201頁。

¹⁰⁵ 五百旗頭真編『戦後日本外交史』（第3版）（有斐閣 2010年）、104頁。

力政治に対して反感を持っていたためでもあった。彼は岸の安保強硬採決の行動を議会主義から逸脱した権力主義の現われだと見なし、反主流派の急先鋒となった。そこには、戦前から残存する日本の政治社会の根底的な問題性への批判が、彼の戦前・戦中・戦後初期における言動と一貫したものとして所在している。

1959年の訪中、安保改定反対闘争を経て宇都宮は、反主流派を代表する政治家へと成長した。また、「自主外交」の外交路線を掲げた石橋は冷戦進行の只中にありながら「日中米ソ平和同盟」の構想を練り、日中国交回復の突破口を開こうとしていたが、これらの思想は、宇都宮にも大きな影響を与えたのである。

新安保条約が成立後、宇都宮は「日中関係の改善ということは、アメリカと日本がそういう点で見解が一致すれば、これはもちろん変えられます。また一致しなくても、日本の決意が強ければ、現条約下でも変えられる」¹⁰⁶と述べたことがある。池田内閣の成立は、日中関係改善に新たな転機をもたらした。宇都宮は池田内閣の「低姿勢」を高く評価する一方、日中関係の打開について、池田内閣に期待を寄せた。また、池田の立場上の困難も知っており、過度の期待を持つべきではないことも十分理解していた。「日本の与党である自由民主党と中国政府との非公式の接触を維持し、社会政治体制を異にする日中両国の平和共存の可能性とそれに基く日中友好関係の発展を探究する」¹⁰⁷ ために、1961年6月13日、中国人民外交会の招待により宇都宮は長谷川峻(石井派)、渋谷直蔵(三木派)及び平野三郎(元大野派)を率いて訪中し、周恩来首相と長時間会談を行なった。

なお、池田内閣期において日中関係打開に尽力した宇都宮及び再度の訪中については、稿を改めて論じる。

[謝辞]本稿は2013年3月15日に、京都大学人文科学研究所附属現代中国セ

¹⁰⁶ 前掲(政党人に聞く 1 宇都宮徳馬、鶴見俊輔)「保守党の脱皮のために」。

¹⁰⁷ 宇都宮徳馬「日中復交と極東の平和」：『世界』1961年8月号。

ンター「現代中国文化の深層構造」(班長：石川禎浩)共同研究班での口頭報告「1959-1961年の宇都宮徳馬と中国」の一部に若干の手を加えたものである。平川幸子、石川禎浩、松尾尊兌三先生及び列席の諸先生方、班員の方々に様々な教示を賜った。この場を借りて厚く御礼を申し上げる。